

平成二十九年五月十六日受領  
答弁第二八六号

内閣衆質一九三第二八六号

平成二十九年五月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員初鹿明博君提出閣僚等の執務室における受動喫煙対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出閣僚等の執務室における受動喫煙対策に関する質問に対する答弁書

一について

閣僚の執務室について、調査を行ったところ、現在、閣僚本人の判断で喫煙を可能とすることのできる執務室は九か所であったが、喫煙を可能とするかどうかの判断は、日時や来客等の状況によって異なることから、お尋ねの、現在、喫煙を可能としている執務室の数及び喫煙が行われている執務室について、一概にお答えすることは困難である。

二について

副大臣及び大臣政務官の執務室について、調査を行ったところ、現在、副大臣及び大臣政務官本人の判断で喫煙を可能とすることのできる執務室は十か所であったが、喫煙を可能とするかどうかの判断は、日時や来客等の状況によって異なることから、お尋ねの、現在、喫煙を可能としている執務室の数、執務室での喫煙を可能と判断している副大臣及び大臣政務官の名前並びに喫煙が行われている執務室について、一概にお答えすることは困難である。

三について

政府としては、現在、内閣官房副長官（事務）を座長とする「受動喫煙防止対策強化検討チーム」において、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策の強化策について、具体的な検討を進めているところであり、お尋ねの「閣僚等の執務室」における強化策についても検討を進めている。